

# 平成26年第1回大山町教育委員会

招集年月日 平成26年1月22日(水) 午前9時30分  
招集場所 名和公民館 2階 第1会議室  
出席委員

1番		小原康正	2番		林原浩子	3番		金田吉人
4番		湊谷紀子	5番		山根 浩	6番		伊澤百子

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言 ( 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案 第1号 大山町保育所条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案 第2号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第5 議案 第3号 大山町保育所規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案 第4号 大山町いじめの防止等のための基本的な方針について

日程第7 議案 第5号 指定学校の変更について

日程第8 議案 第6号 区域外就学について

日程第9 議案 第7号 平成25年度準要保護児童生徒の認定等について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成26年 2月 日

5. 閉会宣言 ( 時 分)

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
12月20日	金	大山町議会定例会本会議(質疑・討論・採決)
21日	土	御来屋保育所生活発表会、山陰道中山名和間開通式(中山トレセンほか)、土曜授業を考える集い(倉吉市)、中山国際交流協会クリスマスパーティー(中山友好館)
24日	火	大山町重要伝統的建造物群保存地区審議会
25日	水	西部地区町村教育長会(南部町)
27日	金	大山町教育振興会議小・中学校部会合同研修会(大山中)、大掃除、仕事納め式
1月3日	金	大山町成人式(保健福祉センターなわ)
5日	日	大山町消防出初式(なわトレーニングセンター)
6日	月	仕事始め式、管理職会議、六長合同会議
7日	火	西部地区人権・同和教育振興会議懇談会(西部総合事務所)
10日	金	西部地区社会教育協議会常任委員会(日南町)
12日	日	初区長会(保健福祉センターなわ)
14日	火	国の補正予算(少子化対策)に関する関係課協議、学力向上施策に関する県教委訪問
15日	水	西伯郡校長ヒアリング(南部町)
16日	木	県子育て王国推進局来庁、大山寺開創1300年祭に係る検討会(西部総合事務所)
18日	土	金管バンドフェスティバル(米子文化ホール)、西伯郡中学校校長会意見交換会(米子市)
22日	水	定例教育委員会、西部地区町村教育委員会連絡協議会合同研修会(弓ヶ浜荘)

## 今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
1月24日	金	みんなの人権セミナー⑦(大山支所)
28日	火	大山町議会臨時会、中国地区中学校スキー大会(大山ホワイトリゾート)、嘉手納町来訪団歓迎式(名和公民館)
29日	水	嘉手納町来訪団歓迎会(弓ヶ浜荘)
31日	金	嘉手納町来訪団見送り(名和公民館)

2月2日(日) 第9回大山町生涯学習大会兼本のあるまちづくり大会

議案第1号

大山町保育所条例の一部を改正する条例について

大山町保育所条例（平成17年大山町条例第104号）の一部を改正する条例（案）を平成26年3月大山町議会定例会に提出する。

平成26年 1月22日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 1月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町保育所条例の一部を改正する条例（案）

大山町保育所条例（平成17年大山町条例第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する同表改正後欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
中山みどりの森保育園	大山町赤坂767番地2	中山みどりの森保育園	大山町赤坂767番地2
名和さくらの丘保育園	大山町名和637番地	御来屋保育所	大山町御来屋116番地9
庄内保育所	大山町押平741番地2	庄内保育所	大山町押平741番地2
大山保育所	大山町今在家730番地3	光徳保育所	大山町東坪532番地2
大山きゃらぼく保育園	大山町末長488番地1	名和保育所	大山町加茂12番地2
		大山保育所	大山町今在家730番地3
		大山きゃらぼく保育園	大山町末長488番地1

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第2号

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（案）を平成26年1月  
大山町議会臨時会に提出する。

平成26年 1月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 1月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（公共建物一時使用条例の一部改正）

第1条 大山町公共建物一時使用条例(平成17年大山町条例第66号)を次のように改める。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合は、当該移動項を当該移動後項に改め、移動後項に対応する移動項が存在しない場合は、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(使用の条件) 第1条 本町公共建物等は、町長若しくは教育委員会より委任を受けた者(以下「管理者」という。)の主催する諸会合又は行事に使用するほか、管理者において支障がないと認めた場合に限り、諸団体の会合行事その他に使用させることができる。 <u>2 前項の規定に関わらず、公共建物等の使用に関し、この条例に規定する事項について別に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。</u> 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに	(使用の条件) 第1条 本町公共建物等は、町長若しくは教育委員会より委任を受けた者(以下「管理者」という。)の主催する諸会合又は行事に使用するほか、管理者において支障がないと認めた場合に限り、諸団体の会合行事その他に使用させることができる。 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに

該当する場合は、使用を認めないものとする。

(1)～(3) 略

(使用料)

第5条 使用者は、次の基準により使用料を納入しなければならない。ただし、町長、教育委員会において公共のため必要であると認めた場合においては、免除し、又は減額することができる。

- (1) 公民館 1回につき 1,080円
- (2) 学校教室 1回につき 210円
- (3) 学校体育館 1回につき 860円
- (4) 運動場 1回につき 540円
- (5) その他 1回につき 1,080円

2 略

該当する場合は、使用を認めないものとする。

(1)～(3) 略

(使用料)

第5条 使用者は、次の基準により使用料を納入しなければならない。ただし、町長、教育委員会において公共のため必要であると認めた場合においては、免除し、又は減額することができる。

- (1) 公民館 1回につき 1,050円
- (2) 学校教室 1回につき 200円
- (3) 学校体育館 1回につき 840円
- (4) 運動場 1回につき 520円
- (5) その他 1回につき 1,050円

2 略

(大山町立学校施設使用条例の一部改正)

第2条 大山町立学校施設使用条例(平成17年大山町条例第84号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
別表(第5条関係)	別表(第5条関係)

施設名		使用料（1回につき）				
		区分	午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（17時～22時）	全日（9時～22時）
小学校 屋内運 動場	施設使 用料	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	
	照明使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	
中 学 校 屋 内 運 動 場	全 面 使 用	施設使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円
		照明使 用料	1時間 当たり 430円	1時間 当たり 430円	1時間 当たり 430円	1時間 当たり 430円
	半 面 使 用	施設使 用料	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円
		照明使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円
小・中 学 校 グ ラ ウ ン ド	施設使 用料	540円	540円	—	1,080円	
中 学 校 武 道 館	施設使 用料	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	
	照明使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	
教室	施設使 用料	750円	750円	1,080円	2,590円	

施設名		使用料（1回につき）				
		区分	午前（9時～12時）	午後（13時～17時）	夜間（17時～22時）	全日（9時～22時）
小学校 屋内運 動場	施設使 用料	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	
	照明使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	
中 学 校 屋 内 運 動 場	全 面 使 用	施設使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円
		照明使 用料	1時間 当たり 420円	1時間 当たり 420円	1時間 当たり 420円	1時間 当たり 420円
	半 面 使 用	施設使 用料	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円
		照明使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円
小・中 学 校 グ ラ ウ ン ド	施設使 用料	520円	520円	—	1,050円	
中 学 校 武 道 館	施設使 用料	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	1時間 当たり 100円	
	照明使 用料	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	1時間 当たり 210円	
教室	施設使 用料	730円	730円	1,050円	2,520円	

（大山町公民館条例の一部改正）

第3条 大山町公民館条例(平成17年大山町条例第88号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表(第6条関係) 中山公民館					別表(第6条関係) 中山公民館				
室名	使用料			冷暖房 1時間 当たり	室名	使用料			冷暖房 1時間 当たり
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00			9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	
大会議室	1,080円	1,080円	1,620円	100円	大会議室	1,050円	1,050円	1,570円	100円
第1研修室	1,080円	1,080円	1,620円	100円	第1研修室	1,050円	1,050円	1,570円	100円

(和室)				
第2研修室	750円	750円	1,080円	100円
第3研修室	750円	750円	1,080円	100円
小会議室	540円	540円	750円	100円
調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	100円

名和公民館

室名	使用料		
	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00
第1会議室	1,080円	1,080円	1,620円
第2会議室	540円	540円	750円
第1研修室	750円	750円	1,080円
第2研修室	750円	750円	1,080円
第3研修室	540円	540円	750円
視聴覚室	1,080円	1,080円	1,620円
コンピューター室	1,080円	1,080円	1,620円

大山公民館

室名	使用料			冷暖房 1時間 当たり
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	
大会議室 (講堂)	1,080円	1,080円	1,620円	100円
第1研修室 (和室)	750円	750円	1,080円	100円
第2研修室 (和室)	750円	750円	1,080円	100円
第1会議室	750円	750円	1,080円	100円
第2会議室	540円	540円	750円	100円
第3研修室 (和室)	540円	540円	750円	100円
第3会議室	540円	540円	750円	100円
第4研修室	750円	750円	1,080円	100円
小会議室 青年研修室	750円	750円	1,080円	100円

(和室)				
第2研修室	730円	730円	1,050円	100円
第3研修室	730円	730円	1,050円	100円
小会議室	520円	520円	730円	100円
調理実習室	1,050円	1,050円	1,570円	100円

名和公民館

室名	使用料		
	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00
第1会議室	1,050円	1,050円	1,570円
第2会議室	520円	520円	730円
第1研修室	730円	730円	1,050円
第2研修室	730円	730円	1,050円
第3研修室	520円	520円	730円
視聴覚室	1,050円	1,050円	1,570円
コンピューター室	1,050円	1,050円	1,570円

大山公民館

室名	使用料			冷暖房 1時間 当たり
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	
大会議室 (講堂)	1,050円	1,050円	1,570円	100円
第1研修室 (和室)	730円	730円	1,050円	100円
第2研修室 (和室)	730円	730円	1,050円	100円
第1会議室	730円	730円	1,050円	100円
第2会議室	520円	520円	730円	100円
第3研修室 (和室)	520円	520円	730円	100円
第3会議室	520円	520円	730円	100円
第4研修室	730円	730円	1,050円	100円
小会議室 青年研修室	730円	730円	1,050円	100円

(大山町社会体育施設条例の一部改正)

第4条 大山町社会体育施設条例(平成17年大山町条例第92号)を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第2(第5条関係)					別表第2(第5条関係)				
社会体育施設使用料					社会体育施設使用料				
施設名	単位	使用者の区分			施設名	単位	使用者の区分		
		町内	町外	混合			町内	町外	混合
大山町中山運動場	1時間につき	無料	540円	270円	大山町中山運動場	1時間につき	無料	520円	260円
大山町中山野球場	1時間につき	無料	1,080円	810円	大山町中山野球場	1時間につき	無料	1,050円	780円
大山町名和総合運動公園野球場	1時間につき	830円	2,080円	1,560円	大山町名和総合運動公園野球場	1時間につき	810円	2,030円	1,520円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円	〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	5,000円	10,000円	7,500円
〃 陸上競技場(専用使用)	1時間につき	410円	830円	620円	〃 陸上競技場(専用使用)	1時間につき	400円	810円	610円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	620円	1,030円	830円	〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	610円	1,010円	810円
〃 テニスコート	1時間につき(1コート)	320円	620円	510円	〃 テニスコート	1時間につき(1コート)	310円	610円	500円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき(1コート)	320円	510円	410円	〃 〃 夜間照明施設	1時間につき(1コート)	310円	500円	400円
大山町高麗体育館アリーナ(全面)	1時間につき	無料	320円	230円	大山町高麗体育館アリーナ(全面)	1時間につき	無料	310円	230円
〃 アリーナ(半面)	1時間につき	無料	150円	110円	〃 アリーナ(半面)	1時間につき	無料	150円	110円
〃 〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円	〃 〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円
大山町大山グラウンド	1時間につき	無料	540円	270円	大山町大山グラウンド	1時間につき	無料	520円	260円
大山町高麗運動場	1時間につき	無料	540円	270円	大山町高麗運動場	1時間につき	無料	520円	260円
大山町大山野球場	1時間につき	540円	1,080円	810円	大山町大山野球場	1時間につき	520円	1,050円	780円
夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円	夜間照明施設	1時間につき	5,000円	10,000円	7,500円
大山町大山武道館(全面)	1時間につき	150円	320円	230円	大山町大山武道館(全面)	1時間につき	150円	310円	230円
〃 (半面)	1時間につき	70円	150円	110円	〃 (半面)	1時間につき	70円	150円	110円
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円	〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円
大山町赤松体育館アリーナ(全面)	1時間につき	150円	320円	230円	大山町赤松体育館アリーナ(全面)	1時間につき	150円	310円	230円
〃 (半面)	1時間につき	70円	150円	110円	〃 (半面)	1時間につき	70円	150円	110円
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円	〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円
名和総合運動公園器具使用料					名和総合運動公園器具使用料				
区分	器具名	単位	使用料		区分	器具名	単位	使用料	
			町内	町外				町内	町外
陸上競技用器具	競技用器具等1式	1日1式につき	無料	3,080円	陸上競技用器具	競技用器具等1式	1日1式につき	無料	3,000円
	トラック競技用器具	〃		310円		トラック競技用器具	〃		

	ハードル競走用器具	〃		310円		ハードル競走用器具	〃		300円
	走幅跳・三段跳用器具	〃		310円		走幅跳・三段跳用器具	〃		300円
	走高跳用器具	〃		420円		走高跳用器具	〃		410円
	棒高跳用器具	〃		520円		棒高跳用器具	〃		510円
	砲丸投用器具	〃		310円		砲丸投用器具	〃		300円
	円盤投用器具	〃		310円		円盤投用器具	〃		300円
	ハンマー投用器具	〃		310円		ハンマー投用器具	〃		300円
	やり投用器具	〃		310円		やり投用器具	〃		300円
サッカー用器具	サッカー用器具	〃		310円		サッカー用器具	〃		300円
野球用器具	野球用器具	〃		310円		野球用器具	〃		300円

(こうれいコミュニティーセンター条例の一部改正)

第8条 こうれいコミュニティーセンター条例(平成17年大山町条例第102号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
室名	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	冷暖房1時 間当たり	室名	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	冷暖房1時 間当たり
研修室	750円	750円	1,080円	100円	研修室	730円	730円	1,050円	100円
調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	100円	調理実習室	1,050円	1,050円	1,570円	100円
図書室	540円	540円	750円	100円	図書室	520円	520円	730円	100円
1階和室	540円	540円	750円	100円	1階和室	520円	520円	730円	100円
2階会議室	1,080円	1,080円	1,620円	100円	2階会議室	1,050円	1,050円	1,570円	100円
2階和室	540円	540円	750円	100円	2階和室	520円	520円	730円	100円
トレーニング室	750円	750円	1,080円	100円	トレーニング室	730円	730円	1,050円	100円

(大山町老人福祉センター条例の一部改正)

第9条 大山町老人福祉センター条例(平成17年大山町条例第109号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
室名	1回につき使用料単価			室名	1回につき使用料単価		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
集会室	1,540円	1,540円	2,320円	集会室	1,500円	1,500円	2,250円
会議室	510円	510円	770円	会議室	500円	500円	750円

(大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部改正)

第12条 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例(平成17年大山町条例第140号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前						
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)						
(1) 各トレーニングセンター共通					(1) 各トレーニングセンター共通						
施設名	区分	使用料(1時間につき)				施設名	区分	使用料(1時間につき)			
		施設使用料	町内	町外	混合			施設使用料	町内	町外	混合
アリーナ	全面使用	施設使用料	町内	210円	町内	210円	町外	430円	町外	420円	
			町外	320円	混合	310円					
			混合	3,240円	混合	310円					
			目的外	860円	目的外	3,150円					
	半面使用	施設使用料	町内	100円	町内	100円					
			町外	210円	町外	210円					
照明使用料	混合	150円	混合	150円							
	目的外	3,240円	目的外	3,150円							
		照明使用料	430円			照明使用料	420円				
(2) 名和農業者トレーニングセンター					(2) 名和農業者トレーニングセンター						
施設名	区分	使用料				施設名	区分	使用料			
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日
研修室	施設使用料	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時		
		1,080円	1,080円	1,620円	3,780円	1,050円	1,050円	1,570円	3,670円		
冷・暖房使用料	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき		
		100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円		

診断室／健康相談室／会議室	施設使用料	540円	540円	750円	1,820円
	冷・暖房使用料	1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円

	利用内容	量目	施設使用料
農産物加工	味噌加工	1工程	1,940円
		1工程(こうじ加工を除く)	860円
	こうじ加工	1工程	1,080円
	豆腐加工	1箱(24丁)	320円
	ジュース・ジャム・ケチャップ加工	1回	540円
	製粉	1キログラム	50円
	ポン菓子	1回	100円
	冷凍庫	1箇月(1キログラム)	100円
	真空包装	1袋	15円
	洗濯	1槽	750円
	洗濯物乾燥	1回	290円

(3) 略

(4) 大山農村運動広場

区分	使用料 (1時間につき)
町内	無料
町外	540円
混合	270円

診断室／健康相談室／会議室	施設使用料	520円	520円	730円	1,770円
	冷・暖房使用料	1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円	1時間につき100円

	利用内容	量目	施設使用料
農産物加工	味噌加工	1工程	1,890円
		1工程(こうじ加工を除く)	840円
	こうじ加工	1工程	1,050円
	豆腐加工	1箱(24丁)	310円
	ジュース・ジャム・ケチャップ加工	1回	520円
	製粉	1キログラム	50円
	ポン菓子	1回	100円
	冷凍庫	1箇月(1キログラム)	100円
	真空包装	1袋	15円
	洗濯	1槽	730円
	洗濯物乾燥	1回	280円

(3) 略

(4) 大山農村運動広場

区分	使用料 (1時間につき)
町内	無料
町外	520円
混合	260円

(大山町大山農村環境改善センター条例の一部改正)

第14条 大山町大山農村環境改善センター条例(平成17年大山町条例第142号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)

使用料(1回当たり)			
区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会室	1,080円	1,080円	2,160円
談話室	540円	540円	750円
婦人研修室	540円	540円	750円
研修室	750円	750円	1,080円
農産加工室・ 実習室	1,080円	1,080円	1,080円
略			

使用料(1回当たり)			
区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会室	1,050円	1,050円	2,100円
談話室	520円	520円	730円
婦人研修室	520円	520円	730円
研修室	730円	730円	1,050円
農産加工室・ 実習室	1,050円	1,050円	1,050円
略			

(大山町中山農村活性化施設条例の一部改正)

第15条 大山町中山農村活性化施設条例(平成17年大山町条例第143号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表(第5条関係)						別表(第5条関係)					
施設名	区分	使用料(1時間につき)				施設名	区分	使用料(1時間につき)			
活性化 センター	多目的 ホール	全面使 用	施設使 用料	町内	150円	活性化 センター	多目的 ホール	全面使 用	施設使 用料	町内	150円
				町外	320円					町外	310円
				混合	230円					混合	230円
		照明使用料		210円	照明使用料			210円			
	半面使 用	施設使 用料	町内	70円	半面使 用	施設使 用料	町内	70円			
			町外	150円			町外	150円			
			混合	110円			混合	110円			
照明使用料		210円	照明使用料		210円						
調理実 習室	510円				調理実 習室	500円					
多目的広場				町内	無料	多目的広場				町内	無料
				町外	540円					町外	520円
				混合	270円					混合	260円

議案第3号

大山町保育所規則の一部を改正する規則について

大山町保育所規則(平成17年教育委員会規則第68号)の一部を次のように改正する。

平成26年 1月22日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 1月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町保育所規則の一部を改正する規則

大山町保育所規則(平成17年大山町規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	入所定員	名称	入所定員
中山みどりの森保育園	120人	中山みどりの森保育園	120人
名和さくらの丘保育園	150人	御来屋保育所	60人
庄内保育所	60人	庄内保育所	60人
大山保育所	60人	光徳保育所	60人
大山きゃらぼく保育園	180人	名和保育所	45人
		大山保育所	60人
		大山きゃらぼく保育園	180人

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 議案第4号

### 大山町いじめの防止等のための基本的な方針について

大山町いじめの防止等のための基本的な方針を次のように定める。

平成26年 1月22日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 1月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

### 大山町いじめの防止等のための基本的な方針(案)

H26. 1. 22

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、全国的に大きな社会問題となる中、平成25年6月にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が制定され、同年9月28日に施行された。

大山町では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、これまで「鳥取県いじめ対策指針」等を参考にSSWやSCの配置、心理検査等の実施などの対策を講じてきたが、法の制定を契機に、より一層の充実を図っていく。

この大山町いじめの防止等のための基本的な方針は、大山町内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら自立して心豊かに成長していくことができるよう、国、県、町、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

#### I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(法2条1項)

## II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- 2 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性がある。
- 3 いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

## III いじめの防止等に関する方針等

### 1 大山町における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、大山町教育委員会事務の点検・評価に位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。(PDCAサイクル)
- (2) いじめの防止等に関する大山町内の機関及び団体の連携を図るために設置する「大山町いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本町におけるいじめの防止等に向けた取組を推進する。(法 14 条)
- (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図る。(法 15 条 1 項)
- (4) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援する。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施する。(法 18 条 2 項)
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図る。(法 19 条)
- (7) いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及する。(法 20 条)
- (8) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行う。(法 21 条)

### 2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規則正しい態度で主体的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努める。
- (2) 各学校においては、「〇〇学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。その際は、国及び県の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「鳥取県いじめ防止ガイドブック(旧鳥取県いじめ対策指針)」又は大山町の定める「いじめの防止等のための基本方針」を参酌する。(法 13 条)
- (3) 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、各学校に設置する「いじめの防止等の対策の

ための組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組む。(法 22 条)

- (4) 「〇〇学校いじめ防止基本方針」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に説明する。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざす。
- (6) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進する。(法 15 条 2 項)
- (7) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。(法 15 条 1 項)
- (8) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施する。(法 18 条 2 項)
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図る。(法 19 条)
- (10) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童生徒の指導に当たる。

### 3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有する。その保護する児童生徒等がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。(法 9 条 1 項)
- (2) 保護者は、国、鳥取県、大山町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。(法 9 条 2 項)
- (3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努める。(法 9 条 3 項)

### 4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進する。

### 5 地域等の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進する。

## IV いじめへの対処に関する方針等

### 1 大山町における取組

- (1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、鳥取県や大山町の相談窓口関係機関での連携を図る。(法 16 条)
- (2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「ケース会議等」を実施し、専門性を発揮するとともに、多角的・多面的に問題の解決を図る。なお、ケース会議を実施するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努める。
- (3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがある。(法 26 条)

### 2 学校における取組

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。(法 16 条 1 項)
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、

援助を要請する。(法 23 条 6 項)

- (3) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をし、その結果を教育委員会に報告する。(法 23 条 2 項)
- (4) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。(法 23 条 3 項)
- (5) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。(法 23 条 4 項)
- (6) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。(法 23 条 5 項)
- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。(法 25 条)

## V 重大事態への対処等

### 1 大山町における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等法 28 条に規定する重大事態その他の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに大山町教育委員会又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行う。その際は、Ⅲの2の(3)の「いじめの防止等の対策のための組織」及び県の「子どもの悩みサポートチーム」等を活用し、迅速に対応する。(法 28 条 1 項関連)
- (2) 大山町長は、学校から大山町教育委員会を通じて(1)の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組む。
- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努める。
- (4) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を議会に報告する。(法 30 条 3 項)
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。(法 30 条 5 項)

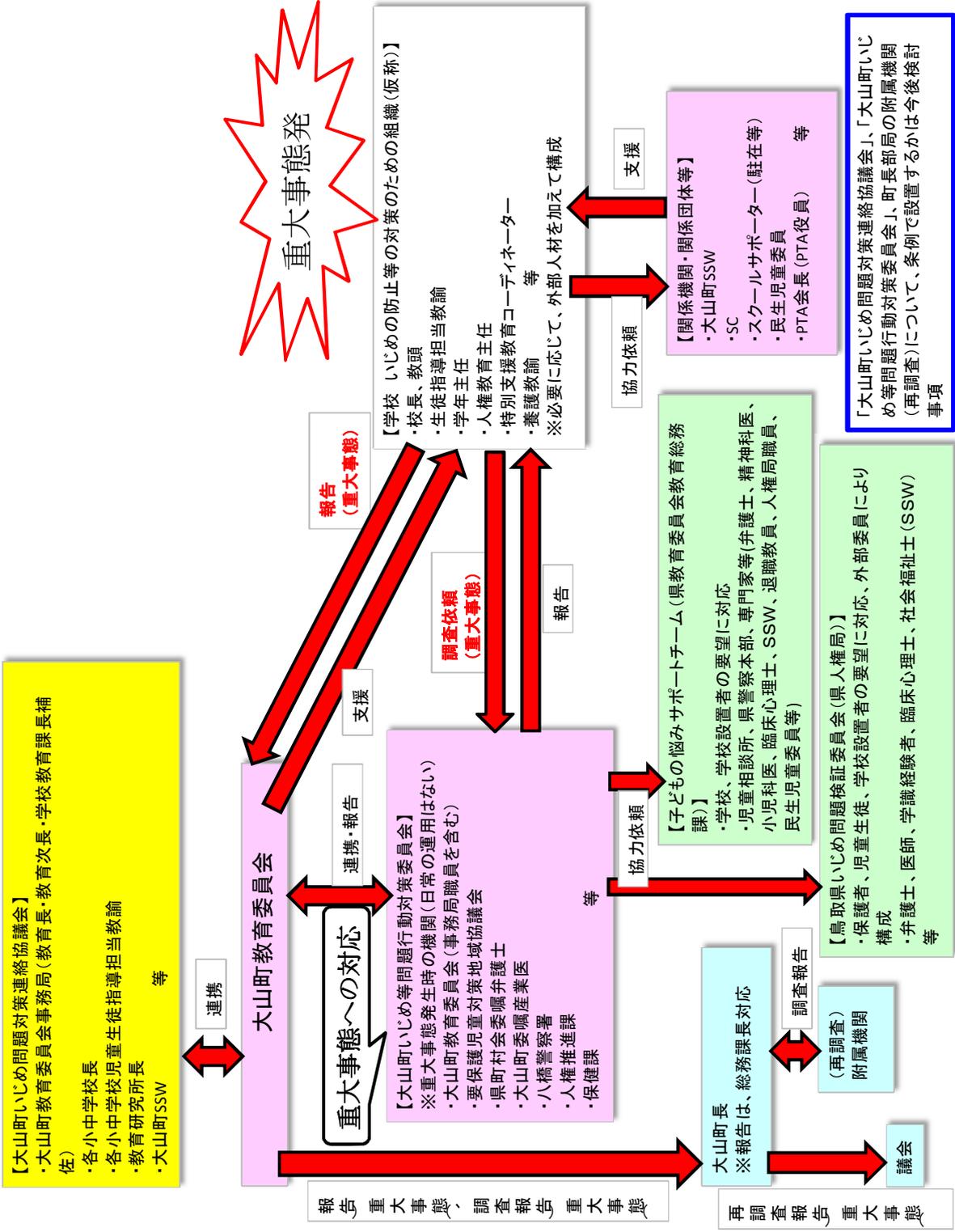
### 2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、大山町との協議を踏まえ、調査委員会を設け、速やかに調査を行う。(法 28 条)
- (2) 重大事態が発生した際には、大山町教育委員会を通じ、大山町長に報告する。(法 30 条 1 項)

## VI 取組の検証等

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について検証し、その結果を学校自己評価報告書により大山町教育委員会に報告する。
- 2 大山町は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、大山町教育委員会事務の点検・評価に反映させながら、改善に努める。

# 大山町いじめ問題対応について



## 議案第5号

### 指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成26年 1月22日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 1月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

### 記

1. 指定学校変更の申立て7件（詳細別紙）      認定件数      件

議案第6号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成26年 1月22日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 1月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 5件（詳細別紙）      認定件数      件

議案第 7 号

平成 25 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 25 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 26 年 1 月 22 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 1 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 25 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 4 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名